

○原付講習実施規程

北海道警察本部告示第15号

平成5年3月19日

改正 平成6年5月10日北海道警察本部告示第30号、12年5月23日第55号、14年5月31日第90号、17年1月21日第12号、19年6月1日第71号、22年10月29日第375号、24年10月2日第356号、28年3月18日第144号、29年3月10日第140号、令和3年3月30日第178号、5年6月30日第371号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）第26条の6、第43条及び第78条の規定に基づき、原付講習実施規程を次のように定める。

原付講習実施規程

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第4章の3の規定による原付講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（講習実施基準）

第2条 講習は、別表1の原付講習実施基準に従い、実施するものとする。

（講習の方法）

第3条 講習の方法は、前条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運転技能実習コースでの技能講習及び普通教場での集合講習とし、講習指導員が別表2の原付講習指導要領及び別表3の原付講習の課題・コースの設定基準に基づき実施するものとする。
- (2) 技能講習は、おおむね10人の受講者を1グループとし、講習指導員は1グループに対し3人を基準として充てるものとする。
- (3) 前号のグループは、必要に応じ受講者の技量程度によるグループ編成とし、受講者の技能の修得状況に応じて指導するものとする。
- (4) 第2号に規定する講習指導員3人のうち1人を主任指導員とし、講習指導員は、主任指導員の指示により効果的な講習を行うものとする。
- (5) 技能講習に使用する一般原動機付自転車は、スクータータイプのものを使用し、必要に応じ変速ギア付きのものを併用するものとする。
- (6) 聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。
- (7) 使用する教材は、一般原動機付自転車の安全運転に必要な知識・技能に関する教本等の資料、DVD等とし、北海道警察本部交通部長（以下「交通部長」という。）が指定するものとする。

（講習会場）

第4条 規則第26条の7第1項に規定する講習会場は、講習の効果及び講習者の利便を考慮して設定するものとする。

- 2 前項の講習会場には、北海道公安委員会又は方面公安委員会が行う講習であることを明示するため、各会場の入口に「原付講習会場〇〇公安委員会」と看板等で表示するものとする。

（講習実施責任者）

第5条 講習の実施の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、講習会場ごとに講習実施責任者（以下「責任者」という。）を置くものとする。

- 2 責任者は、次の各号に掲げる講習会場の区分に従い、当該各号に定める者をもって充てるものとする。

(1) 安全運転学校 当該安全運転学校の長

(2) 安全運転教室 当該安全運転教室で講習を行う講習指導員の中から受託者が指定する者

- 3 責任者は、講習の実施に関する事務を適正に行うとともに、講習会場に係る施設について管

理し、講習が効果的かつ適切に行われるようにしなければならない。

（講習計画の承認）

第6条 規則第48条に規定する管理者（以下「管理者」という。）は、受託に係る講習に関し北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長又は方面本部の交通課長（以下「本部主管課長」という。）と協議の上、原付講習実施計画書（別記様式第1号）により、委託契約締結後速やかに、年間の講習計画を策定し、規則第50条の規定による承認を受けなければならない。

（講習の受付）

第7条 規則第26条の9に規定する原付講習受講申込書（以下「申込書」という。）の受付は、受託者が行うものとする。ただし、当該講習を受けようとする者が、その所在地を管轄する警察署に申込書を提出したときは、この限りでない。

- 2 受託者及び警察署長は、講習を受けようとする者から受講の申込みがあった場合は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6第3項に規定する講習免除者の該当の有無を確認し、講習免除者に該当しないときは、申込書に講習手数料に相当する北海道収入証紙を貼付させるとともに、当該申込者に講習の日時及び場所を教示してこれを受け付けるものとする。

（名簿の作成及び送付）

第8条 受託者及び警察署長は、前条の規定により受講の申込みを受け付けたときは、原付講習受講申込者（受講者）名簿（別記様式第2号）を作成するものとする。この場合において、警察署長は、当該原付講習受講申込者（受講者）名簿に申込書を添え、これを本部主管課長に送付するものとする。

- 2 受託者は、原付講習受講申込者（受講者）名簿に基づき講習を実施した後、当該名簿に講習の実施状況を記載し、申込書を添えてこれを本部主管課長に送付するものとする。この場合において、受託者は、その写しを保管するものとする。
- 3 本部主管課長は、前項の規定により送付を受けた原付講習受講申込者（受講者）名簿が安全運転教室における講習に係るものであるときは、その写しを当該安全運転教室の所在地を管轄する警察署長に送付するものとする

（荒天時における措置）

第9条 責任者は、講習実施日にいて、風雨、降雪等の荒天により講習を実施することが困難であると認めるときは、受講者の安全確保のため講習を中止することができる。この場合において、受託者は、当該受講者に対し後日、講習の日時及び場所を指定して講習を受講させるものとする。

（原付講習終了証明書の交付等）

第10条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第18項に規定する原付講習終了証明書（以下「終了証明書」という。）は、講習を終了した受講者に対し、講習会場において当該講習会場の責任者が交付するものとする。

- 2 受託者は、終了証明書を交付した者から終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の届出を受けたときは、当該届出者の受講の有無を確認し、終了証明書を再交付することができる。この場合において、受託者は、当該届出者から原付講習終了証明書再交付申請書（別記様式第3号）の提出を求めるものとする。
- 3 前項の規定により終了証明書の再交付を受ける者が、安全運転教室において受講したものであるときは、終了証明書の再交付に係る事務は当該安全運転教室の所在地を管轄する警察署長が行うものとする。
- 4 前2項の規定により再交付する終了証明書については、その右上部に「再交付」の文字を朱書するものとする。

（再講習の勧奨）

第11条 責任者は、講習を受けた者の技能の修得状況が良好でないと認めるときは、当該受講者に再度講習（以下「再講習」という。）を受けようよう勧奨するものとする。

- 2 再講習は、未修得科目について指導し、講習手数料は徴収しないものとする。

（講習実施上の留意事項）

第12条 講習指導員は、次の事項に留意の上、講習中の事故防止に努めるものとする。

- (1) 講習の開始前に、受講者に対し講習中の事故防止について必要な指示を行うこと。
- (2) 受講者の運転技量に応じた講習を行うこと。
- 2 講習指導員は、講習中に事故が発生したときは、負傷者の救護その他応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故の発生日時及び場所、事故による負傷者の数及び負傷の程度並びに事故の状況を責任者に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告を受けた責任者は、速やかにその内容を本部主管課長に報告しなければならない。この場合において、安全運転教室で発生した事故については、当該安全運転教室の所在地を管轄する警察署長を経由するものとする。
(委託する事務の範囲)

第13条 受託者が行う講習の実施に関する事務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講習指導員の確保
- (2) 講習の受付
- (3) 原付講習受講申込者（受講者）名簿の作成及び送付
- (4) 講習の実施に必要な施設、教材等の提供
- (5) 講習の実施（再講習を含む。）
- (6) 終了証明書の作成及び交付（再交付を含む。）
- (7) 前各号の事務に付随する事務
(実施結果報告)

第14条 管理者は、毎月の講習実施結果を取りまとめ、翌月の5日までに、原付講習実施結果報告（別記様式第4号）により、本部主管課長を経由して、交通部長又は方面本部長に報告しなければならない。

(講習指導員の研修)

第15条 受託者は、講習指導員に対し随時必要な研修を行うものとする。

- 2 交通部長及び方面本部長は、交通事故の異常発生、交通安全運動等により運転者対策上必要があるときは、講習指導員の研修会を開催し、必要な研修を行うことができる。
(簿冊の備付)

第16条 受託者は、次に掲げる簿冊を備え付け、講習事務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 原付講習指導員名簿（別記様式第5号）
- (2) 原付講習実施計画書
- (3) 原付講習受講申込者（受講者）名簿
- (4) 原付講習業務日誌（別記様式第6号）
- (5) その他委託に関する関係書類
- 2 前項の簿冊を保存すべき期間は、委託事務を完了した日の属する年度の翌月から2年間とする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則〔平成6年北海道警察本部告示第30号〕

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則〔平成12年北海道警察本部告示第55号〕

この規程は、平成12年5月23日から施行する。

附 則〔平成14年北海道警察本部告示第90号〕

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則〔平成17年北海道警察本部告示第12号〕

この規程は、平成17年1月21日から施行する。

附 則〔平成19年北海道警察本部告示第71号〕

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則〔平成22年北海道警察本部告示第375号〕

この規程は、平成22年10月29日から施行する。

附 則〔平成24年北海道警察本部告示第356号〕

この規程は、平成24年10月2日から施行する。

附 則〔平成28年北海道警察本部告示第144号〕

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔平成29年北海道警察本部告示第140号〕

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則〔令和3年北海道警察本部告示第178号〕

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則実施規程、第2条の規定による改正前の取消処分者講習実施規程、第3条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程、第4条の規定による改正前の安全運転管理者等講習実施規程、第5条の規定による改正前の原付講習実施規程、第6条の規定による改正前の更新時講習実施規程、第7条の規定による改正前の特定任意講習実施規程、第8条の規定による改正前の違反者講習実施規程、第9条の規定による改正前の停止処分者講習実施規程、第10条の規定による改正前の高齢者講習実施規程、第11条の規定による改正前の特定任意高齢者講習等実施規程及び第12条の規定による改正前の免許取得時講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加え、当分の間これを使用することができる。

附 則〔令和5年北海道警察本部告示第371号〕

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

原付講習実施基準

講習科目	講習細目	指導内容	所要時間
受付	1 集合時間の告知		10分
	2 グループ編成		
		小計	10分
開講	1 開講のあいさつ		
	2 講師紹介		
	3 講習実施上の諸注意		
	4 準備体操	○ 手足の柔軟体操	10分
	5 ヘルメットの着用方法	○ ヘルメットの着用方法、正しいあごひもの締め方	
		小計	10分
基本操作	正しい手順及び正確な操作		
	1 装置の名称と取扱い	○ 運転に必要な装置の位置と役割	3分
	2 運転姿勢	○ 自然なフォーム、特に肩やひじの力の入らない姿勢	2分
	3 アクセルとブレーキ	○ ゆっくりとしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作	5分
	4 スタンドの立て方と下ろし方	○ アクセルに手を触れないスタンドの立て方下ろし方	2分
		小計	12分
基本走行	バランスとスムーズな走行		
	1 発進と停止	○ バランスの良い発進、安定した停止	10分
	2 スピードの調整	○ 無理のない操作による加速と減速	2分
	3 8の字走行	○ スmoothな切返し	12分
	4 カーブ走行	○ 直線における加・減速、カーブの安定走行	5分
	5 徐行	○ 見通しの悪い場所での徐行	5分
	6 狭路での安定走行	○ 狭路の手前での適切な減速と安定走行	5分
	7 視点、視野範囲	○ 十分な安全確認のできる視点と範囲	5分
		小計	44分
応用走行	法規走行及び安全運転		
	1 合図と安全確認	○ 合図の時期と安全確認	3分
	2 進路変更	○ スmoothな進路変更と安全確認	2分
	3 交差点での安全走行	○ 正しい右・左折と安全確認、他車との関係	8分
		○ 正しい停止位置での確実な停止	7分
		○ 方向指示器操作、安全確認と安定走行	4分
		○ 連続する法規履行走行	15分
	4 交差点の優先順位	○ 混合交通の中での優先順位	10分
	5 危険予知、危険回避	○ 隠れた危険の予知、障害物の回避	10分
		小計	59分
安全運転の知識	1 運転適性検査	○ 安全運転自己診断に基づいた現場指導	15分
	2 視聴覚教育	○ 映画、DVD、写真パネル、テキスト等の教材を活用した教育及びディスカッション	20分
		小計	35分
閉講	1 閉講の言葉	○ 自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付け	5分
	2 終了証明書の交付		5分
		小計	10分
合計所要時間			180分

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表 2 (第 3 条関係)

原付講習指導要領

○開講

講習細目	指 導 要 領	備 考
1 開講の挨拶 講習実施上の諸注意	(1) 講習の目的、内容、事故防止等について事前指導する。 ア 交通事故を防止するために、原付車の安全な運転方法を身につけることを目的として行うものであること。 イ 講習内容は決して難しいものではないが、原付車の取扱方法や運転方法を誤ることによって事故につながるものであること。 ウ 指導員の指示に従って講習を受け、勝手な行動とらないこと。	
2 準備体操	(1) 手足の柔軟体操を行い体をほぐす。	
3 ヘルメットの着用方法	(1) 着用の仕方について指導する。 ア 内部のあごひもの損傷有無を確認する。 イ あごひものを確実に締める。 ウ アミダや目深にかぶらない エ P S (C) マークか J I S マークの付いたものを使用する。	・混合交通の中で視認性の高い色のものをかぶらせる。 ・反射テープの付いたものを選ぶか、はり付けさせる。 ・転倒等で強いショックを受けたり、傷のついているものはかぶせない。

○基本操作～正しい手順及び正確な操作

講習細目	指 導 要 領	備 考
1 装置の名称と取扱い	(1) エンジンスイッチ、アクセル、前・後輪ブレーキ、キックペダル、方向指示器などの位置とそれぞれの役割を説明し、その取扱いを実際にやって見せてから行わせる。	・まごつかずできるようにさせる。
2 運転姿勢	(1) スタンドを建てた状態にして乗車させ、正しい運転姿勢を指導する。 ア 目は素早く情報をとれるように、前方を広く等しく見る。 イ 肩は力を抜いて自然にする。 ウ 肘は力を抜いて僅かに曲げ、脇をしめる。 エ 手はグリップの中央を握り、親指を下に回して軽く握る。 オ 腰は体が安定する位置を選ぶ。 カ 膝は軽く内側に向け、外側に開かない。 キ 両足はステップに乗せ、足先は前方に向ける。	・肘が外に出ているときは、力が入っているので、少し内側へ入れさせる。 ・腰が前すぎたり、後すぎたりすると、肩や腰に力が入り、体が不安定になることを指導する。 ・内ももで軽くシートを挟ませる。 ・指導員のかけ声に合わせて行う。 ・グリップを握るときは、小指が外に出ないようにさせる。 ・アクセルグリップは回すことより戻すことを強調するなど、アクセルワークをマスターさせる。
3 アクセルとブレーキ	(1) エンジンをかけない状態で練習する。 ア アクセルをゆっくり回す。 イ 素早く戻す。 ウ ブレーキをかける。 (2) 正しくできるようになったら、エンジンをかけて指導する。	・右手でアクセルを握らせると飛び出す危険性があるので、握らせない。
4 スタンドの立て方、下ろし方	(1) 路面の硬い平坦な場所で、車体をまっすぐにして、センタースタンドをてこの利用で建てることを指導する。 ア 左手でハンドルを握り、右手でキャリアを持つ。 イ 右足でセンタースタンドを踏みながら、右手でキャリアを引き上げてスタンドを立てる。 ウ 同じ要領で、ハンドル及びキャリアを持って前に押し出してスタンドを下ろす。	

○基本走行～バランスとスムーズな走行

講習細目	指 導 要 領	備 考
1 発進と停止	(1) 直進のみの発進と停止を繰り返す。 (第1ステップ) ア 両足を路面につけて乗車する。 イ アクセルグリップをゆっくり回す。 ウ 0.5メートル位発進したら、素早くアクセルグリップを戻す。 エ ブレーキをかけて止まる。 (第2ステップ) ア 右足をステップに乗せ、左足を路面に接地して乗車する。 イ アクセルグリップをゆっくり回し、動き出したら左足をステップに乗せる。 ウ 1メートル位前進したら、素早くアクセルグリップを戻し、左足を前方に出し、ブレーキをかけて止まる。 エ 止まったら左足で車を支える。 オ 発進から停止までの距離を1～2メートル、3～4メートル、4～5メートルと延ばす。	・急な発進停止をさせない。 ・転回の際は、車から降りて押して歩かせる。そのとき、右手はシート又はキャリアを握り、アクセルグリップは握らせない。 ・指導員のかけ声に合わせてスタートさせる。
2 スピードの調整	(1) 直線を利用し、加速、減速操作が行えるようにする。	・減速時はエンジンプレーキを併用させる。
3 8の字走行	(1) 8～10メートルの間隔にパイロン2本を置いて指導する。 ア 2本のパイロンの外側を左周りで走行させる。速度を時速10～15キロメートルに上げる。転回する手前で前・後輪ブレーキをかけ、速度を時速5キロメートルに戻す。カーブをゆっくりと曲がる。 イ 2本のパイロンの外側を右周りで走行させる。 ウ 8の字を描くように走行させる。できる範囲の大きさから始め、徐々に半径を小さくする。	・アクセルを一定に保たせる。 ・曲がる方向の内側へ車体を傾けさせる。 ・傾斜に対する不安をここで十分に取除く。
4 カーブ走行	(2) 視線は曲がる方向へ向けさせる。 (3) 曲がることに不安な者に対しては、曲がる方向の足を着地させながら曲がらせ、習熟度に応じて足をステップに乗せるようにさせる。 (1) 外周を利用し、直線ではスムーズな加速を行い、カーブの手前では前・後輪ブレーキとエンジンプレーキを使った減速をして、カーブを安定して曲がれるようにする。 (2) 習熟度に応じて、直線部分で指示速度まで上げさせ、カーブ手前での指示速度までの減速を繰り返す。 (3) 指定区間内で加速や減速が行えるように指導する。 (4) カーブ手前の減速開始目標位置からは、エンジンプレーキと前・後輪ブレーキを併用して減速し、内側の足を着地させるか両足を着地させてゆっくりとカーブを通過する。危険であると判断した場合は、車から降りて押して歩かせる。	・曲がる方向に顔、目線を向けさせる。 ・カーブでは、一定の速度で走らせる。 ・急なアクセルの開閉はさせない。
5 徐行	(1) 交通整理の行われていない見通しの悪い交差点等での徐行の手順について指導する。 ア あらかじめその手前で前・後輪ブレーキを使って十分に減速する。 イ 徐行して進行する。 ウ 左右及び前方の安全確認をする。 エ 特に左右の安全が確認できてから、速度を上げる。	・交差道路を通行する車両に応じて停止することも併せて指導する。 ・左右の見通しのきく地点に出るまでは、いつでも停止できる速度で進行することを指導する。
6 狭路での安定走行	(1) 道路の前方にある路上障害物の側方を通過するなど、左右の幅員がきわめて狭い場所を通行する方法	・障害物にハンドル等が接触しないようにさせ

行	について指導する。 ア あらかじめその手前で十分に減速する。(5 km/h位) イ 障害物の側方を接触しないように、一定の速度を保ちバランスよく通過する(3～5 km/h)	る。 ・視線はやや前方に向けさせる。
7 視点・視野範囲	(1) 死角があることを理解させるため、一点だけを注視しないで、絶えず周囲(前方、後方、側方)の交通状況を把握することを指導する。 (2) コース設定基準に示すように原付車を配置し、Aの原付車に乗車した場合、バックミラーにはBの原付車は映るが、Cの原付車は映らないことを認識させる。 (3) 死角の中に潜んでいる側方などの車両に対する危険性について認識させる。 (4) 見えない部分は顔を動かして見ることを指導する。	・バックミラーだけでなく、直接自分の目で死角の部分を見て確認させる。 ・二輪車は、走行車線上の近くを見る傾向があるので、広く等しく前方、後方、側方を見るようにさせる。

○応用走行～法規走行及び安全運転

講習細目	指導要領	備考
1 合図と安全確認	(1) 右折、左折、転回、進路変更をする場合の合図を出す時期と方法について指導する。 ア 右・左折の合図は、その行為をしようとする地点又は交差点の手前の側端から30メートル手前の地点に達したときに行い、右・左折が終わるまで継続する。 イ 転回する時の合図は、その行為をしようとする地点から30メートル手前の地点に達したときに行い、転回が終わるまで継続する。 ウ 同一方向に進行しながら進路を変える時は、その行為をしようとするときの3秒前に出す。 (2) 安全の確認は、その行為を起こす前に行い、バックミラーにのみ頼ることなく、直接自分の目で前後左右を確認させる。 (3) 乗車させて、合図の出し方や安全確認の手順をかけ声で指示して行わせる。	・指示は実際の道路交通の場面を想定して行う。
2 進路変更	(1) 進路変更に伴う正しい合図と安全確認の仕方について指導する。 ア 後方の安全をバックミラーと自らの目で確認する。 イ 進路変更をしようとする側の合図を出す。 ウ 3秒経過後、後方の安全を確認してから、緩やかに進路を変更する。 エ 進路変更を完了したら合図をやめる。	・3秒間の目安は、ウィンカー4～5回点滅する時間
3 交差点での安全走行	(1) 停止位置での正しい停止の仕方と安全確認について指導する。 (2) 交差点での右折方法と安全確認について指導する。 ア 右後方の安全確認をバックミラーと目で行う。 イ 右側の合図を出す。 ウ 3秒経過後、右後方及び側方の安全を確認する。 エ 緩やかに中央線寄りに進路変更する。 オ 交差点の手前の側端から30メートル手前で右折の合図を出して減速する。 カ 交差点の中心の直近の内側を徐行して曲がる。 キ 曲がり終わったら、合図を戻す。 (3) 交差点での二段階右折と安全確認について指導する。 ア あらかじめできる限り道路の左端に寄り、方向指示器を右に出し、まっすぐ交差点に近づく。 イ 交差点に近づくにしたがって、スピードを落とす。 ウ 交差点の側端に沿って徐行しながら直進し、道	・交差点内では、最も安全な速度と方法で通行させる。 ・交差点の手前では、十分に減速させる。 ・危険を感じたら、まず止まることを強調する。 ・合図の戻し忘れに注意させる。 ・第1段階、第2段階の順に安全確認の仕方について指導する。 ・第1段階の直進し終わった地点で右に曲がりすぎないように注意させるとともに、方向指示器は向きを変えた後に戻させる。

4 交差点の優先順位	路をほぼ横断し終わったところで停止する。 エ 停止した地点で、右後方の安全確認をして右に向きを変え、方向指示器を戻す。 オ 対面する信号機の青信号に従い、左右の安全を確認した後、交差点の側端に沿って直進する。 (4) 交差点での左折方法と安全確認について指導する。 ア 左後方の安全確認をバックミラーと目で行う。 イ 左側の合図を出す。 ウ 3秒経過後左後方の安全を確認し、左側端に寄る。 エ 交差点の手前の側端から30m手前で左折の合図をだして減速する。 オ 交差点の左端に沿って徐行して曲がる。 カ 曲がり終わったら、合図を戻す。 (1) 交差点における車両相互間の優先順位について指導する。 ア 右折するとき、直進や左折する車がある場合は、一時停止か徐行して道を譲る。 イ 明らかに道幅の広い交差点に同時に入ろうとするときは、道幅の広い道路を走る車に道を譲る。 ウ 道幅の同じような交差点に同時に入ろうとするときは、左側の車に道を譲る。 エ 優先道路に出ようとするときは、一時停止か徐行して優先道路を走っている車の通行を妨げない。 オ 一時停止の標識のある交差点では、必ずその手前で一時停止し、交差道路を通行する車の通行を妨げない。	・信号機がコースに設置されていない場合には、指導員の手信号又はかけ声により明示する。 ・小回りによるふらつきに十分注意させる。 ・交差点に入る前に左右の安全を確認させる。
	5 危険予知・危険回避 (1) 路上障害物（駐車車両、道路工事等）の側方を通過する場合は、急な人の飛び出しなどに十分注意し、安全な間隔を保ち走行することを指導する。 ア 右後方の安全確認をして、右側に合図を出す。 イ 緩やかに進路を右側に変える。 ウ 路上障害物との間隔を1メートル以上保つ。 エ 障害物の陰からの人の飛び出しの有無を確認して通過する。 オ 左に合図を出し、左側の車線に戻る。 カ 合図を戻す。 (2) 駐車している四輪車の側方を通過する場合等には、右側のドアが急に開いて衝突することがあることを指導する（渋滞している四輪車の側方を通行する場合は、左側のドア）。	・他車の行動を予知、予測して安全な行動をとることを指導する。 ・少しでも危ないと感じたなら、まず止まらせる。 ・交差点は、事故の多い場所なので、他車の動きに注意させる。 ・実際の道路交通の場では、常に危険状況が多くあることを、予知予測して安全な速度と方法で走ることを理解させる。 ・危険に対する予知能力を高める。 ・乗車している車両の側方を通過する場合は、ドアが開くものと予測させる。

○安全運転の知識

講習細目	指導要領	備考
1 運転適性検査 2 視聴覚教育	(1) 全員に安全運転自己診断を実施し、安全指導する。 (2) 写真、パネル等を活用した教育を実施し、受講者とのディスカッション方式により安全運転の知識について指導する。	

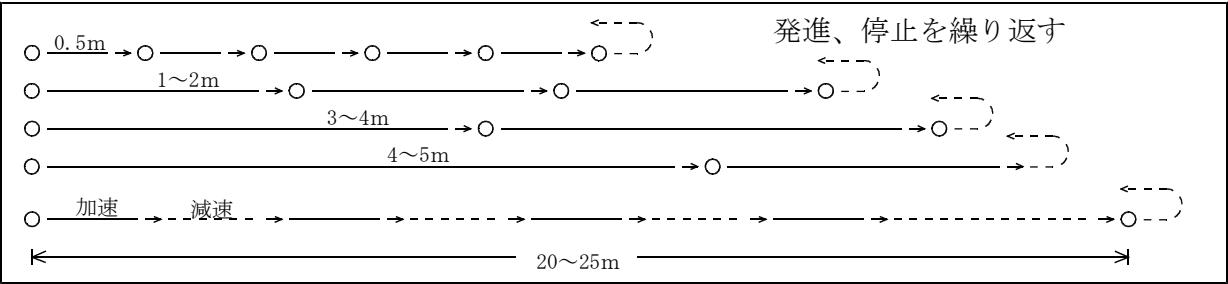
○閉講

講習細目	指導要領	備考
1 閉講の言葉 2 終了証明書の交付	(1) 自己防衛、人命尊重の精神を醸成するための動機付けを行う。	

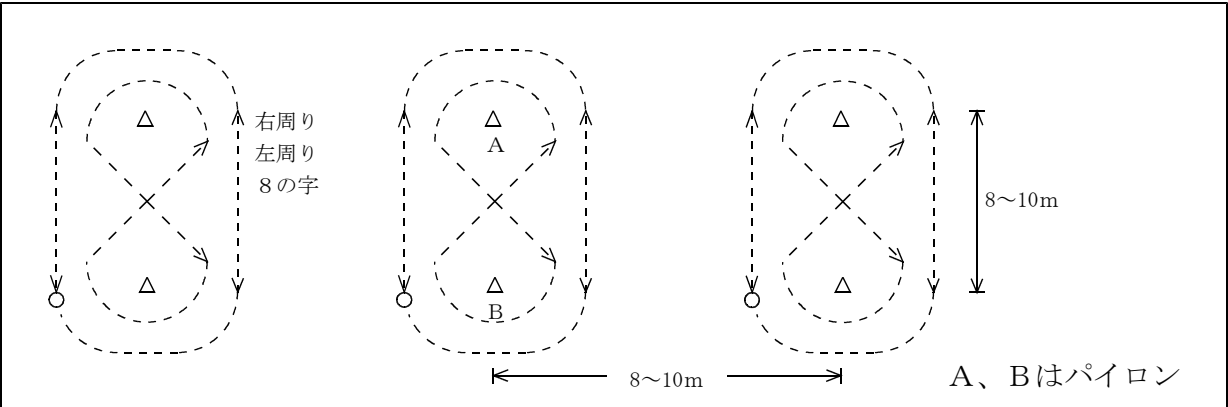
別表 3（第 3 条関係）

原付講習の課題・コース設定基準

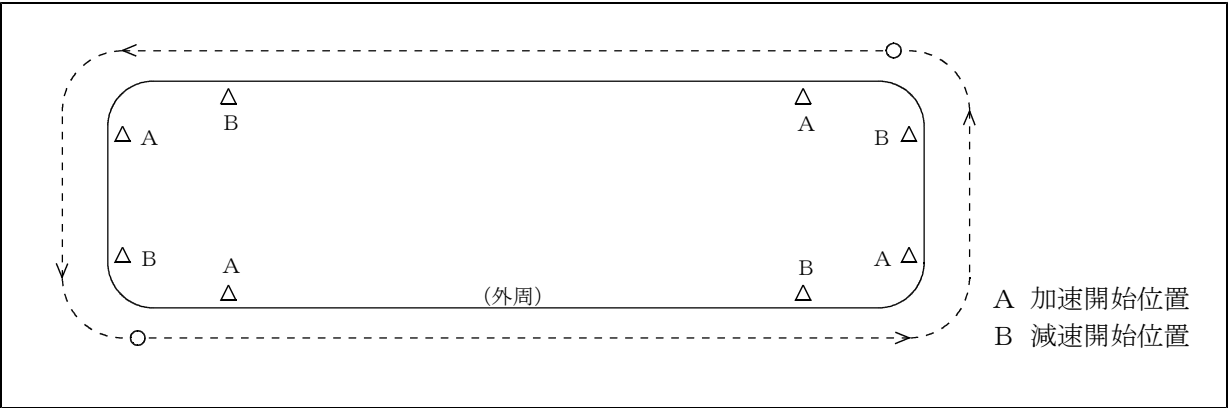
- 基本走行の課題
〔発進、停止及びスピードの調節〕



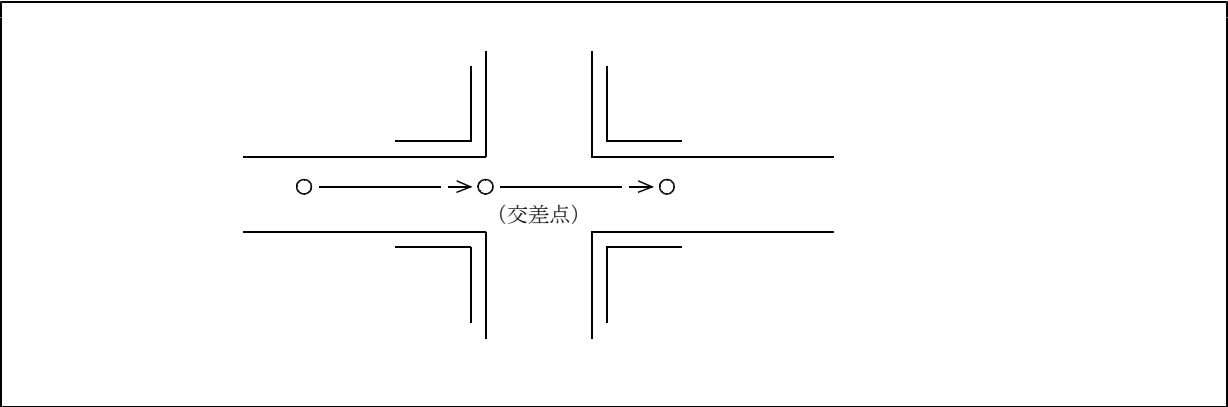
- 〔 8 の字走行 〕



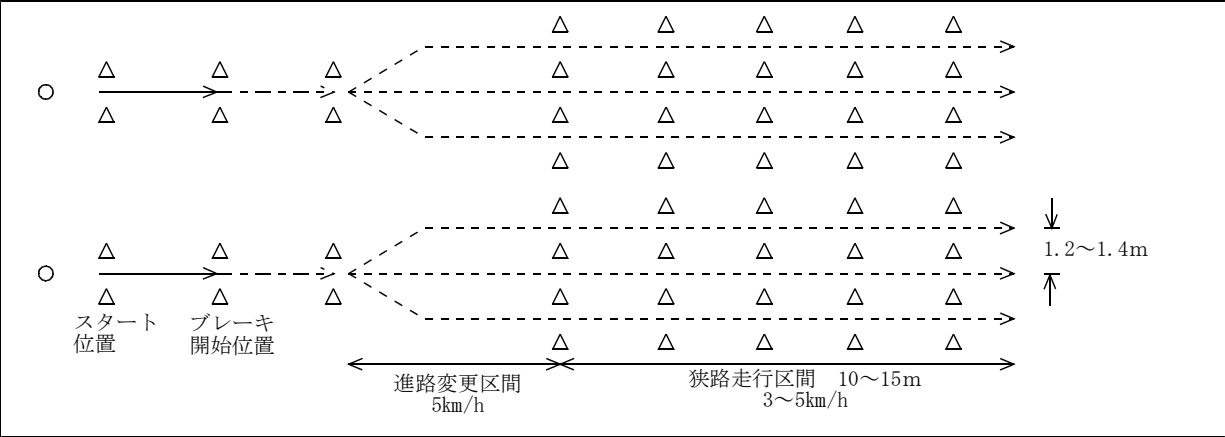
- 〔カーブ走行〕



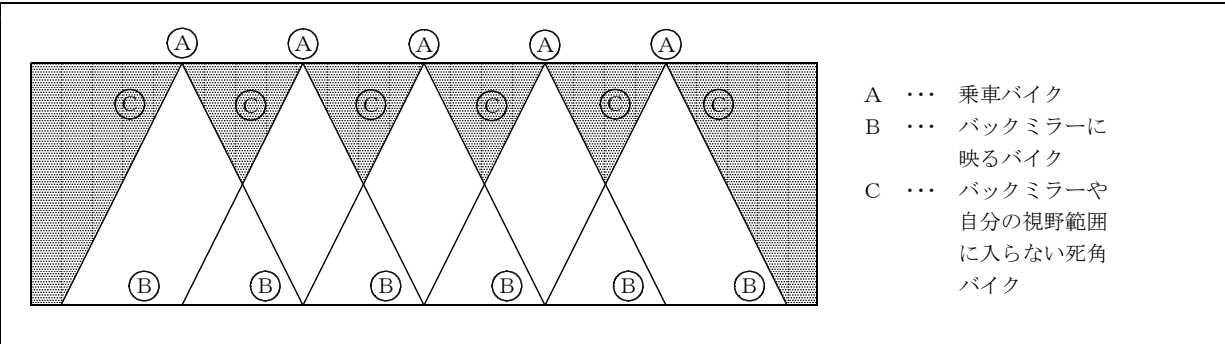
- 〔 徐 行 〕



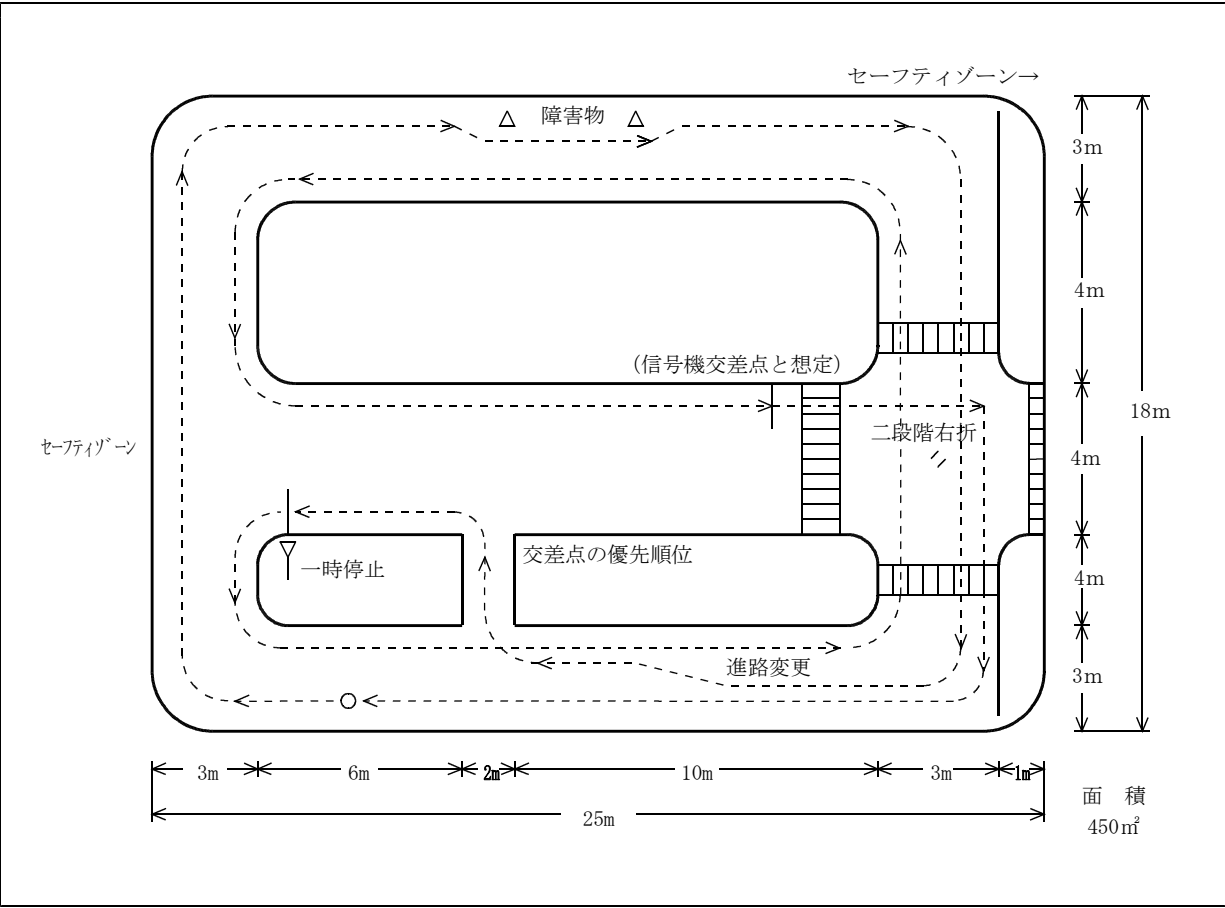
〔狭路での安定走行〕



〔視点・視野範囲〕



○ 応用走行の課題とコースレイアウト



原付講習実施計画書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

受託者（管理者）
所 在 地
氏 名 又 は 名 称

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第 4 章の 3 による原付講習を次のとおり実施することとしたので、承認願いたく計画書を提出します。

実施月日（曜日）	実施場所	講 習 予定人員	講 習	体 制	備 考
			指導員数	車両台数	
月 日（ ）		人	人	台	
月 日（ ）		人	人	台	
月 日（ ）		人	人	台	
月 日（ ）		人	人	台	
月 日（ ）		人	人	台	
月 日（ ）		人	人	台	
月 日（ ）		人	人	台	

注 規格は、A 列 4 番横長とする。

別記様式第2号（第8条関係）

原付講習受講申込者（受講者）名簿

講習会場名 _____

番号	氏 名	生年月日	講習申込年月日		講習実施年月日		講習終了証明書の発行			備考
				取扱者名		取扱者名	番号	年 月 日	取扱者名	
		・ ・	・ ・		・ ・					
		・ ・	・ ・		・ ・					
		・ ・	・ ・		・ ・					
		・ ・	・ ・		・ ・					
		・ ・	・ ・		・ ・					
		・ ・	・ ・		・ ・					
		・ ・	・ ・		・ ・					
		・ ・	・ ・		・ ・					
		・ ・	・ ・		・ ・					

- 注 1 規格は、A列4番横長とする。
- 2 番号及び講習終了証明書の発行番号は、暦年の一連番号とすること。
- 3 講習終了証明書を再交付したときは、備考欄に明らかにしておくこと。

別記様式第3号（第10条関係）

公安委員会 殿 住 所 氏 名 生年月日	年 月 日 年 月 日
原付講習終了証明書再交付申請書	

再交付を申請 する理由	
受講の年月日	
受講の場所	

運転免許試験場確認欄

終了証明書発行番号	第 号	確認者
講 習 年 月 日	年 月 日	
講 習 場 所		

注 規格は、A列4番縦長とする。

原付講習実施結果報告書（ 月分）

年 月 日

公安委員会 殿

受託者（管理者）
所 在 地
氏 名 又 は 名 称

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第 4 章の 3 による原付講習を次のとおり実施したので報告します。

実施日（曜日）	実 施 場 所	受講人員	講 習 体 制		備 考
			指導員数	車両台数	
日（ ）		人	人	台	
日（ ）		人	人	台	
日（ ）		人	人	台	
日（ ）		人	人	台	
日（ ）		人	人	台	
日（ ）		人	人	台	
日（ ）		人	人	台	
日（ ）		人	人	台	

注 規格は、A 列 4 番横長とする。

原付講習指導員名簿

承認番号・年月日		氏 名	生年月日	解任年月日	備 考
第 号	年 月 日				
第 号	・ ・				
第 号	・ ・				
第 号	・ ・				
第 号	・ ・				
第 号	・ ・				
第 号	・ ・				
第 号	・ ・				

注 規格は、A 列 4 番横長とする。

別記様式第 6 号（第16条関係）

原付講習業務日誌

講習の日時	年 月 日	自 時 分	天 候
		至 時 分	
講習の場所			
講習指導員	以下 人		
受 講 人 員	受講申込者 人 受 講 者 人 欠 講 者 人 (受講率 %)		
使 用 車 両	台		
特 異 事 項 (事故発生等)			
そ の 他			

注 規格は、A列4番縦長とする。